

# 仕 様 書

## 1 自動販売機の設置場所

- (1) 件名： 篠ノ井中央公園 管理棟西側 (物件番号2)
- (2) 所在地： 長野県長野市篠ノ井会716
- (3) 位置図及び配置図： 別紙のとおり

## 2 設置物件及び台数

- (1) 飲料用自動販売機 1台
- (2) 回収ボックス 1台以上

## 3 販売品目の種類及び価格

### (1) 種類

清涼飲料水、お茶類、コーヒー飲料、水、フルーツ飲料、栄養飲料、スポーツ飲料等とし、アルコールは提供しないものとする。

### (2) 価格

市販価格（標準小売価格）を越えない価格とする。

## 4 自動販売機の設置及び運営上の遵守事項

### (1) 設置

- ① 設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーターは、設置者の負担で設置すること。また、設置に当たっては、一般財団法人ながの緑育協会（以下「協会」という。）の指示に従うこと。
- ② 自動販売機の搬入・設置は、設置者の負担により行うこと。また設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で、地震や悪戯による転倒防止等の安全対策として、J I S規格を遵守した措置を講じること。また、業界自主基準も参考に安全対策に努めること。
- ③ 環境に配慮した自動販売機（省電力、ノンフロン対応など）の設置に努めること。
- ④ 動作確認など初期稼動に関する点検・テストは、設置者が行うこと。

### (2) 管理運営上の遵守事項

- ① 自動販売機の設置及び光熱水費など管理運営に伴う経費については、すべて設置者の負担とし、電気代の納入方法については、協会と協議の上決定する。
- ② 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置者の責任において行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

- ③ 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令を遵守し、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行い、業界自主基準も参考に衛生管理に万全を期すること。
- ④ 使用済容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で設置し、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、設置場所周辺の清掃等、適切な維持管理を行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令に基づいて適切に処理すること。
- ⑤ 定期的に点検等保守業務を行い維持に努めるほか、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については設置者の責任において対応するとともに、本体の分かりやすい場所に連絡先を明記すること。
- ⑥ 商品の搬入・搬出、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、協会の指示に従うこと。
- ⑦ 自動販売機のデザインは、公序良俗に反しないものとし、著しく華美なものではないこと。
- ⑧ 協会が承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。
- ⑨ 月別売上数、売上金額を集計し、協会が指定する期限までに報告すること。
- ⑩ 自動販売機を設置及び管理・運営する権利を第三者に譲渡、転貸またはこれらに類する行為をすることはできない。
- ⑪ 自動販売機を設置及び管理・運営する権利を担保にすることはできない。
- ⑫ 設置者は、その責に帰する理由により、設置箇所の建物等の全部または一部を破損した時は、破損による建物等の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。
- ⑬ 協会の責めによることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関して協会は一切の責任を負わない。

以上のことを遵守すること。

## 5 原状回復

設置者は、契約期間が満了または契約が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置者は一切の補償を協会に請求することができない。

## 6 設置及び管理運營業務責任者の届出

設置者は、設置及び管理運營業務責任者を契約締結時に協会へ届け出ること。